

● I C S U 及び I S S C 合併後の新組織設立総会の  
招致に関する検討委員会設置要綱

〔平成 29 年 10 月 4 日〕  
日本学術会議第 255 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 25 条第 1 項に基づく幹事会附置委員会として、I C S U (国際科学会議) 及び I S S C (国際社会科学評議会) 合併後の新組織設立総会の招致に関する検討委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(職務)

第 2 委員会は I C S U 及び I S S C 合併後の新組織設立総会の招致に関する事項について審議を行う。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長 (日本学術会議会則第 5 条第 3 号担当) 及び会員又は連携会員 20 名以内をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 10 月 31 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官 (国際業務担当) において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。